

## 令和 7 年 第 23 回 委員会議題

令和 7 年 12 月 1 日

### 1 議 案

議案第 87 号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第 88 号 選挙人名簿に登録する者について

議案第 89 号 選挙人名簿抄本等に使用する電子印用公印について

福岡市西区選挙管理委員会



議案第 87 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 12 月 1 日

福岡市西区選挙管理委員会  
委員長 川口 晴義

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 1 抹消する者の数   | 381 人           |
| 内訳 死亡者      | 91 人            |
| 市外転出者       | 290 人           |
| 2 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり          |
| 3 抹消年月日     | 令和 7 年 12 月 1 日 |

(根拠)

- 議決及び告示 公職選挙法第 28 条の規定による。 (赤②)

(参考)

1 死亡者

令和 7 年 11 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までに市長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後 4 箇月を経過した者

令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

区分	男	女	計
死亡者	44	47	91
転出者	149	141	290
誤載者	0	0	0
計	193	188	381

議案第 88 号

選挙人名簿に登録する者について

令和 7 年 12 月 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 12 月 1 日

福岡市西区選挙管理委員会

委 員 長 川 口 晴 義

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 1 登録する者の数   | 1,795 人         |
| 2 登録する者の氏名等 | 選挙人名簿登録者一覧表のとおり |
| 3 登録年月日     | 令和 7 年 12 月 1 日 |

(根拠)

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定による。 (赤①)

(参考)

登録の基準日 令和 7 年 12 月 1 日

1 年齢満 18 歳以上となる者

平成 19 年 9 月 3 日から平成 19 年 12 月 2 日までに出生した者

2 転入後、3箇月以上住民基本台帳に登録されている者

令和 7 年 6 月 2 日から令和 7 年 9 月 1 日までに転入届をした者

3 転入後、3箇月以上住民基本台帳に登録されていた者であって、転出後 4 箇月を経過しない者

3箇月以上住民基本台帳に登録されていた者であって、令和 7 年 8 月 1 日以降に転出した者

## 投票区別選挙人名簿登録者について

(令和7年12月1日)  
福岡市西区

投票区名	令和7年9月1日現在登録者数			抹消者数									移替									新規登録者数			令和7年12月1日現在登録者数			登録者数の増減		
				死亡			転出			在外登録移転			計			増			減											
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
1 愛宕第一	1,402	1,592	2,994	2	5	7	2	1	3	0	0	0	4	6	10	8	8	16	6	6	12	9	11	20	1,409	1,599	3,008	7	7	14
2 愛宕第二	1,921	2,167	4,088	8	4	12	11	9	20	0	0	0	19	13	32	15	11	26	20	15	35	18	16	34	1,915	2,166	4,081	-6	-1	-7
3 愛宕第三	1,765	1,942	3,707	10	5	15	17	12	29	0	0	0	27	17	44	27	20	47	22	31	53	27	28	55	1,770	1,942	3,712	5	0	5
4 能古	214	302	516	2	4	6	1	1	2	0	0	0	3	5	8	1	4	5	3	4	7	2	2	4	211	299	510	-3	-3	-6
5 愛宕浜 ※	2,575	2,898	5,473	8	3	11	14	13	27	1	1	2	23	17	40	6	11	17	17	23	40	18	14	32	2,559	2,883	5,442	-16	-15	-31
6 姪浜第一	1,325	1,520	2,845	1	2	3	12	9	21	0	0	0	13	11	24	13	21	34	7	13	20	25	15	40	1,343	1,532	2,875	18	12	30
7 姪浜第二	2,345	2,691	5,036	3	9	12	29	14	43	1	0	1	33	23	56	33	33	66	26	29	55	40	32	72	2,359	2,704	5,063	14	13	27
8 姪浜第三	4,626	5,358	9,984	9	12	21	40	56	96	0	0	0	49	68	117	58	57	115	56	70	126	74	78	152	4,653	5,355	10,008	27	-3	24
9 内浜第一	3,058	3,506	6,564	7	7	14	45	38	83	0	0	0	52	45	97	36	40	76	44	44	88	47	55	102	3,045	3,512	6,557	-13	6	-7
10 内浜第二	2,623	2,747	5,370	6	10	16	14	15	29	0	0	0	20	25	45	41	37	78	22	25	47	41	30	71	2,663	2,764	5,427	40	17	57
11 内浜第三	780	973	1,753	2	4	6	4	10	14	0	0	0	6	14	20	11	13	24	5	6	11	11	4	15	791	970	1,761	11	-3	8
12 内浜第四	2,362	2,716	5,078	5	9	14	23	13	36	0	0	0	28	22	50	28	31	59	32	27	59	27	36	63	2,357	2,734	5,091	-5	18	13
13 福重	2,931	3,588	6,519	14	6	20	22	19	41	0	0	0	36	25	61	34	35	69	22	24	46	28	36	64	2,935	3,610	6,545	4	22	26
14 石丸第一	1,818	2,165	3,983	5	7	12	10	8	18	0	0	0	15	15	30	13	19	32	14	14	28	16	11	27	1,818	2,166	3,984	0	1	1
15 石丸第二	1,991	2,371	4,362	11	9	20	8	7	15	0	0	0	19	16	35	30	29	59	16	20	36	21	17	38	2,007	2,381	4,388	16	10	26
16 石丸第三	423	566	989	0	2	2	3	2	5	0	0	0	3	4	7	6	4	10	5	2	7	1	2	3	422	566	988	-1	0	-1
17 下山門	3,643	4,213	7,856	14	11	25	31	28	59	0	0	0	45	39	84	39	36	75	48	54	102	54	40	94	3,643	4,196	7,839	0	-17	-17
18 西陵	1,835	2,374	4,209	13	6	19	6	5	11	0	0	0	19	11	30	16	16	32	6	7	13	18	17	35	1,844	2,389	4,233	9	15	24
19 壱岐第一	3,052	3,754	6,806	16	14	30	14	13	27	0	0	0	30	27	57	41	36	77	19	22	41	29	27	56	3,073	3,768	6,841	21	14	35
20 壱岐第二	2,769	3,331	6,100	10	13	23	13	13	26	0	0	0	23	26	49	13	14	27	11	21	32	23	16	39	2,771	3,314	6,085	2	-17	-15
21 壱岐南第一	2,023	2,414	4,437	9	7	16	7	6	13	0	0	0	16	13	29	13	21	34	15	19	34	17	19	36	2,022	2,422	4,444	-1	8	7
22 壱岐南第二	901	1,086	1,987	3	4	7	8	2	10	0	0	0	11	6	17	4	8	12	5	6	11	8	6	14	897	1,088	1,985	-4	2	-2
23 壱岐南第三	1,069	1,278	2,347	8	3	11	4	1	5	0	0	0	12	4	16	6	6	12	5	6	11	9	2	11	1,067	1,276	2,343	-2	-2	-4
24 金武第一	1,020	1,118	2,138	8	6	14	3	2	5	0	0	0	11	8	19	4	4	8	6	6	12	3	7	10	1,010	1,115	2,125	-10	-3	-13
25 金武第二	1,307	1,431	2,738	3	4	7	5	6	11	0	0	0	8	10	18	2	3	5	2	4	6	20	14	34	1,319	1,434	2,753	12	3	15
26 城の原	2,856	3,479	6,335	7	12	19	9	7	16	0	0	0	16	19	35	29	22	51	24	29	53	19	17	36	2,864	3,470	6,334	8	-9	-1
27 壱岐東	1,132	1,601	2,733	5	5	10	4	4	8	0	0	0	9	9	18	10	14	24	7	11	18	13	8	21	1,139	1,603	2,742			

選挙人名簿抄本等に使用する電子印用公印について

福岡市区選挙管理委員会規程第 27 条の規定に基づき、令和 8 年 1 月 5 日以後、次のように使用する電子印用公印について、次のように告示し、選挙人名簿に使用する電子印用公印に関する告示（平成 11 年福市西選告示第 30 号）を廃止する。

令和 7 年 12 月 1 日

福岡市西区選挙管理委員会

委 員 長 川 口 晴 義

電子印使用文書の名称	書 体	形 状	大きさ	ひ な 形	用 途
選挙人名簿抄本	てん書	正方形	20ミリ メートル	福岡市西 区選挙管 理委員会 委員長	選挙人名簿抄本用
選挙人名簿登録証明書					選挙人名簿登 録 証 明 書 用
南極選挙人証					南極選挙人証用
郵便等投票証明書					郵便等投票証明書用
投票人名簿抄本					投票人名簿抄本用
不在者投票に 関する調書					不在者投票に 関する調書用
在外選挙人名簿抄本					在外選挙人 名簿抄本用
在外選挙人の不在者 投票に関する調書					在外選挙人の不在者 投票に関する調書用
在外投票に関する調書					在外投票に 関する調書用

(根拠)

- ・福岡市区選挙管理委員会規程第 27 条の規定による。

(福岡市区選挙管理委員会規則)

第 27 条 前条に定めるもののほか公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

(福岡市公印規則)

第 9 条の 2 市、市長、区長又は福祉事務所長に係る公印を使用すべき文書で、市長が必要と認めたものについては、第 6 条に規定する公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影又はこれを伸縮した印影を打ち出したもの(以下「電子印」という。)を使用することができる。

3 市長は、第 1 項の規定により電子印を使用した文書(以下「電子印使用文書」という。)及び電子印用公印の名称並びに電子印のひな形、形状、大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。